



やまぐちフラワーランド

指定管理者業務仕様書

令和7年9月

山口県農林水産部農業振興課

目 次

1	管理運営業務	1
2	施設等の管理に関する業務	5
3	その他の業務	7
4	指定管理料の交付等	8
5	利用料金の減免	9
6	事業報告等	9
7	管理運営体制の確保	10
8	物品管理	10
9	施設賠償責任保険の加入	10
10	複合遊具施設の管理	10
11	リスク管理	11
12	その他留意事項	11
	資料1 植栽管理の詳細	12
	資料2 植栽等管理全体行程	19
	資料3 ガーデン別植栽計画一覧	21
	資料4 花壇・芝生面積の内訳	26
	資料5 植栽エリア図	27
	資料6 建物等維持管理業務委託一覧	33
	資料7 やまぐちフラワーランド清掃作業実施表	34
	資料8 入園料・施設利用料に係る減免の取扱いについて	35
	資料9 管理運営組織案	36

やまぐちフラワーランド指定管理者業務仕様書

指定管理者が行うやまぐちフラワーランド（以下「フラワーランド」という。）の管理運営業務の内容及び基準等は次のとおりとします。

1 管理運営業務

(1) 指定管理者が行うフラワーランドの管理運営業務

- ① 花との触れ合いの機会を提供すること。
 - 良好な花壇・庭園の提供
 - 花に関する各種講座、体験教室、イベント等の開催
- ② 花に関する情報及び資料の収集及び提供を行うこと。
 - 図書・情報室の管理運営
 - HPの運営、情報誌等の発行
- ③ 知事の承認を得て、休園日に開園し、又は臨時に休園日を定めること。
- ④ 知事の承認を得て、開園時間、施設の使用時間を変更すること。
- ⑤ 山口県フラワーランド条例に定める基準額の0.8倍から1.2倍の範囲内で、知事の承認を受けて入園料、施設使用料を決定し、収入すること。
- ⑥ 施設の使用の許可又は許可の取消し等を行うこと。
- ⑦ 施設、設備の維持管理を行うこと。

(2) 管理運営に関する基本的な考え方

- ① フラワーランドの効用を十分に発揮できるよう適切な管理運営を行うこと。
- ② 住民の平等な利用の確保及びサービスの向上を図ることができるよう、適正な運営に努めること。
- ③ 効率的な運営に努め、管理に係る経費の縮減を図ること。
- ④ 利用者が常に安心して施設の利用が図ることができるよう、適切な維持管理を行うこと。
- ⑤ 管理を行う上で知り得た利用者の個人情報等の保護及び防犯、防災その他緊急時の対策について、適切な措置を講じること。
- ⑥ 地方自治法その他の関係法令、山口県フラワーランド条例、山口県フラワーランド規則等を遵守すること。

(3) 管理運営の基準

① 開園日

木曜日（休日に当たるときは直後の休日以外の日）及び12月27日から翌年の1月1日までの間を除き、毎日開園します。

なお、指定管理者は、必要があると認めるときは、知事の承認を得て、休園日に開園し、又は臨時に休園日を定めることができます。

② 開園時間等

午前9時から午後5時までとします。

ただし、研修室、園芸実習室、調理実習室、イベントホール、控室の使用時間は、午前9時から午後10時までとします。

なお、指定管理者は、必要があると認めるときは、知事の承認を得て、開園時間等を臨時に変更することができます。

③ 使用の許可等

ア 基本的な考え方

フラワーランドは、花きに親しむことを通じて、花きについての山口県民の理解を深め、もって花き園芸の振興を図るために設置された「公の施設」です。

使用の許可に当たっては、恣意的な判断を排除し、山口県民が平等に利用できるよう努めてください。

イ 許可の基準

次の各号のいずれかに該当するときは、使用の許可はできません。

- 一 公益を害するおそれがあると認められるとき。
- 二 フラワーランドの管理上支障があると認められるとき。

ウ 許可の取り消し等

次の各号のいずれかに該当するときは、その許可を取り消し、又はその使用を拒むことができます。

- 一 山口県フラワーランド条例又は山口県フラワーランド規則に違反したとき。
- 二 指定管理者の指示に従わないとき。

④ 花きの植栽、展示等に関する業務

ア 基本的な考え方

来園者が常時花を楽しめるよう、園内花壇等の植栽管理について、毎年度及び指定管理期間中の植栽管理計画を作成して業務を実施してください。

ただし、令和12年度は、令和13年11月までの植栽管理計画を作成して業務を実施してください。

(資料1、資料2、資料3、資料4参照)

イ 業務の基準

業務の対象は、花壇、樹木、芝生、樹林、プランター・花車・観賞温室・センタープラザ等施設設備の飾花等とします。

植え替え、補植、花柄摘み、病虫害防除や施肥の実施、樹木管理、芝生管理、除草等は、最も適切な時期や方法を選び実施してください。

業務には、植物についての専門的な知識、技能、資格を有する者があたるものとし、管理実施方法については、「造園施工管理 技術編（一般社団法人日本公園緑地協会発行）改訂28版」を基本として実施してください。

また、作業にあたってはフラワーランド利用者が安全かつ快適に利用できるよう以下の点に留意し、指定管理者の判断で実施してください。

(ア) 植栽計画は、山口県農林水産部農業振興課で配布する「植栽エリア図」（資料5）を参照して作成すること。

(イ) 園内に植栽する花苗及びセンタープラザ等に飾花する花は、原則として使用

する数量のほぼ全量を山口県内で生産されたものとする。

なお、令和8年11月の植え替えまでの間は、JA南すおうを中心に花壇苗生産者グループで栽培に取り組んでいる花壇苗や山口県花卉園芸農業協同組合組合員が栽培している花壇苗を使用すること。

また、山口県育成オリジナル花きの球根や切花、山口県産花き等の商品については、山口県花卉園芸農業協同組合等関係団体と協議の上、指定された方法により仕入れること。

(ウ) 園内の植物を健全に維持管理するため、植物の状態を常に調査、点検し、植栽した植物の目的や機能が十分発揮できるように努めること。

また、各エリアの花壇等の状況に応じ、適宜植え替え、補植を行うこと。

(エ) 植栽管理費の低減を図るため、管理手法を工夫するなど、積極的な取り組みをすること。

(オ) 除草、剪定、伐採等による発生材については環境に配慮し、極力リサイクル活用し資源の再利用を図ること。

(カ) 農薬の使用にあたっては、山口県が定めている最新版の「農作物病害虫・雑草防除指導基準」及び「山口県農薬安全使用指導要領」を遵守すること。

(キ) 植え替え業務の実施にあたっては、来園者の安全を十分に確保するため、必要以上の花苗、資材、機械等を園内に集積しないこと。

(ク) 植え替え業務実施のために園内を走行する運搬車は軽トラックかテラーとすること。運行速度は毎時10キロメートル以下とすること。

(ケ) 植え替え作業は、花苗納品開始日から概ね2週間以内に終了すること。

また、植え替え作業期間中も極力花を観賞できるように、休園日を有効利用し、サービスの低下を防ぐこと。

(コ) 観賞温室は、山口県内花き生産者の紹介や花きの利活用の提案等を通じて、山口県内花きのPRの場として運営すること。

(サ) 植栽植物が旺盛に生長する過程を来園者に提示できるように、高い水準での植栽管理レベルを維持すること。

(シ) 園内において、来園者に対し植栽植物の管理の方法や、性質の特徴等、来園者が家庭や地域で楽しむための情報を積極的に発信すること。

⑤ 花きに関するイベント、講習会、体験教室、展示会等の企画及び実施業務

ア 花きに関するイベント等の企画、実施

主なイベントについては花壇の植え替え時期を考慮して年間4回以上の開催を目安とし、利用者が楽しめるよう指定管理者の判断で実施してください。

また、全国都市緑化フェアや山口県域花き団体が実施するイベント等と連動した独自イベントを企画開催し、気運の醸成を図ってください。

なお、イベント開催にあたっては、利用者の安全に十分配慮して実施してください。

イ 講習会、体験教室等の実施

山口県民に対して、花のある暮らしを提案し、花の消費拡大を図るため、毎週2回を目途に講習会、体験教室等の事業を実施してください。

⑥ 山口県が育成した花きのオリジナル品種や主要県産花き等に関する業務

ア 山口県育成オリジナル花き等の情報発信等の実施

山口県が育種開発した花きのオリジナル品目及び山口県産主要花き（バラ、カーネーション、キク、トルコギキョウ、ユリ等切花類及びシクラメン、コチョウラン等鉢・苗物、花木類）について、効果的となるよう以下の点に留意し、情報発信に努めてください。

(ア) 園内主要花壇等において、山口県産主要花きの植栽を実施すること。

(イ) エントランスホールやイベントホール等でのオリジナル品種及び山口県産主要花きに関するポスター、POP等を掲示すること。

(ウ) 山口県育成オリジナル花きの品種の名称募集等に係る取組に協力すること。

(エ) 「良い夫婦の日」（11月22日）や「愛妻の日」（1月31日）等、国レベルで実施される新しい花き文化の創造・定着に向けた活動と連携したPR活動を実施すること。

(オ) イベント等において、オリジナルユリの切花や球根及び山口県産花き等を配布すること。

イ 山口県育成オリジナル花き等の効率的な種苗供給体制の構築

オリジナルユリ等の生産拡大を図るため、効率的かつ安定的な種苗供給を行うための機能を、やまぐちオリジナルユリ振興協議会と連携し果たすこと。

⑦ フラワーランドの利用促進に関する業務

ア 山口県又は山口県内市町、他団体等との共同イベント等の企画、実施について積極的に取り組んでください。

イ 山口県又は山口県内市町、他団体等が開催するイベント等に対しては支援や協力を努めてください。

ウ 学校行事（教育課程における総合的な学習、遠足等）における利用の促進に積極的に取り組んでください。

エ 山口県内のフラワーガーデンや他の花の公園施設や県有施設等との連携を積極的に図り、各施設や山口県内市町等を紹介するポスターの掲示、パンフレット・チラシ等の配付等を行い、相互の利用促進を図ってください。

オ フラワーランドが令和8年4月に開園20周年を迎えることから、これに関連した複数の独自イベント等を令和8年度に企画開催し、利用の促進に積極的に取り組んでください。

⑧ 地元自治体、各種団体、地域住民、公共機関等との連絡調整業務

ア 地元自治体、各種団体、地域住民、公共機関等と協調を図り、利用促進活動に努めてください。

イ 地元自治体、各種団体、地域住民、公共機関等からの依頼等には誠意を持って対応してください。

ウ 近隣地域への応対にあたっては、地域社会の一員であることを認識し、誠意をもって対応するとともに、地域振興に資する活動等についても積極的に取り組んでください。

⑨ フラワーランドの情報提供、広報宣伝に関する業務

ア PR用ポスター・チラシ等を作成・配布してください。

イ 各種のマスメディアを利用した広告を企画、制作し、広報宣伝を実施してください。

ウ 旅行代理店等への誘客活動を行ってください。

エ フラワーランドを紹介するホームページを開設し、利用者に向けた情報提供を行ってください。

オ 地元観光協会等と定期的に行事予定の打合せ等を行い、地元と一体となった集客向上に努めてください。

⑩ 物販施設運營業務

物販施設はフラワーランド利用者の便宜を図るための施設です。関係法令を遵守の上、効率的な運営を行ってください。

なお、物販施設や自動販売機等を設置する場合は、山口県の行政財産目的外使用許可を受けて設置することとなります。この場合の使用料は山口県の収入となります。

また、令和7年度における物販施設の使用料は、年間1,436,385円となっています。ただし、令和8年度以降の使用料については、公有財産の台帳価額の改定その他の理由により、令和7年度とは異なる額となることがあります。

2 施設等の管理に関する業務

(1) 基本的な考え方

業務の実施にあたっては、適用を受ける関係法令等を遵守し、行ってください。

また、業務には、専門的な知識、技能、資格を有する者があたることとし、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「建築保全業務共通仕様書及び同解説」（一般財団法人建築保全センター発行）を基本として実施してください。

実施にあたっては、フラワーランド利用者が安全かつ快適に利用できるよう以下の点に留意し、指定管理者の判断で実施してください。

① 施設管理について、年間管理計画を作成すること。

② 長期的な視野を持ち、健全な施設の維持管理に努めること。

③ 施設管理費の低減を図るため、新たな施設管理手法等について積極的に取り組むこと。

④ 点検業務は原則として毎日実施し、建築物等の性能又は機能の維持に努めること。

⑤ 異常を発見したときは、速やかに使用停止あるいは応急措置等を行った上で山口県に報告し必要な指示を受けること。

(2) 具体的な業務の基準

① 建築設備の保守管理業務

建築設備は、必要な資格者を配置するとともに、日常点検、法定点検、定期点検等を行い、機能維持に努めてください。（資料6参照）

[資格者の配置]

指定管理者は、建築設備の保守管理業務を実施するために必要な官公署の免許、許可、認定等を受けていることが必要である。個々の業務について、再委託を行う場合には、当該業務について当該再委託先がそれぞれ上記の免許、許可、認定等を受けていることが必要であり、このことを確認すること。

指定管理者は、自らの職員または再委託先の職員のうちから施設の管理運営に必要な資格を有する者をあらかじめ指名し、施設に配置する必要がある。ただし、防火管理者は、再委託できない。

また、法令等により施設への常駐が義務づけられていない者については、あらかじめ、当該資格を有する者の氏名等を山口県に届け出ること。

② 緊急・救急対応業務

ア 災害及びフラワーランド内で急病人やけが人、犯罪等が発生した場合は、救護及び関係部署への速やかな通報、事故報告を行ってください。

イ 災害その他の事故等が発生した場合は、利用者の安全確保を第一とし最も適切な措置を講じてください。

ウ 災害その他の事故等に迅速に対応できるよう、簡易な薬品、資機材等を常備するとともに、詳細事項についてマニュアルを整備し、職員に周知する等、非常時の対応について十分な対策を講じてください。

エ フラワーランドは、災害発生時又は災害の発生する恐れがある場合の避難場所として位置づけられています。そのため、これら施設として機能する場合には、適切な役割を担ってください。

③ 警備業務

ア 開園時間内は、利用者が安全・快適にフラワーランドを利用できるよう園内巡視を常に行い、不審者・不審車両の進入防止、火の元及び消火器・火災報知器等の点検、放置物の除去等避難導線の常時確保、不審物の発見・処置等を行ってください。

イ 自由広場、花壇・庭園エリアにおいては、野犬、カラス、スズメバチ等の対策に努めてください。

ウ 開園時間外は機械警備によるが、異常の発生に際しては速やかに対応できるよう連絡体制の整備等に努めてください。

エ 警備業務従事者は、警備業法上の適格者であることとします。

オ 駐車場の混雑時は、適宜整理にかかる警備員を配置し、混雑の緩和と安全確保に努めてください。また、フラワーランド周辺の交通状況についての地元警察署からの依頼等については、積極的に協力してください。

④ 園内清掃業務

フラワーランド利用者が快適に施設を利用できるよう、また建築物等の性能や機能の維持ができるよう、適切に日常清掃、定期清掃を行ってください。

(資料6、7参照)

資料7の業務は清掃業者等への委託を想定しています。

なお、清掃にあたっては、利用者の支障とならないように十分配慮して行ってください。

ア 屋外清掃

園地園路、駐車場等管理エリアのごみ拾い、あずまや等の掃き拭き及びごみ拾い、ベンチ・テーブルの掃き拭きなどを行ってください。

イ 廃棄物処理

ゴミは、紙類、プラスチック類、空き缶（スチール、アルミ）、空瓶などに分別し、集積所へ運搬してください。

集積所にある一般廃棄物及び不燃廃棄物は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」等関係諸規定に準じて適正に処理してください。不燃廃棄物は、適正な中間処理施設及び最終処分場等に搬入して処理することとします。

資源廃棄物の処理にあたっては、リサイクルに努め、資源の再生化を行ってください。

⑤ その他利用者へのサービスに関する業務

車椅子等利用者へのサービスに関する備品等の貸出し及び管理を行ってください。

3 その他の業務

(1) やまぐち施設予約サービスの管理・運営

やまぐち施設予約サービスは、インターネットを利用して山口県立の文化施設やスポーツ施設の空き状況の照会や施設予約申込・予約状況の確認ができるサービスです。

フラワーランドでは、イベントホールや研修室などの貸し室部分について、オンラインによる空き状況の情報提供等を行っており、このシステムを管理・運営します。

- ・ホームページでの施設利用案内、利用規約、利用料金等の公開
- ・施設空き状況の情報提供
- ・予約の受付（利用者登録を含む。）
- ・やまぐち施設予約サービスの利用促進
- ・セキュリティ確保及び個人情報の保護
- ・その他（別に定めるところによる）

(2) 利用者ニーズの把握

利用者や山口県民の意見・要望の聴取、及び満足度を把握するため、利用者を対象としたアンケートを定期的（年2回以上）に実施してください。

また、その結果及び対応策をまとめて調査翌月末までに、山口県に報告してください。

4 指定管理料の交付等

(1) 事業計画書・収支予算書等の提出

指定管理者は、毎年10月末日までに、次の事項を記載した翌年度の事業計画書及び収支予算書を作成し、山口県に提出してください。

ただし、令和8年度分は必要ありません。

- ① 花きの植栽計画
- ② イベント、講習会等の実施計画
- ③ 情報提供、広報宣伝等の実施計画
- ④ その他、山口県が必要と認める事項

(2) 指定管理料の執行

指定管理料については、指定管理者から提出された事業計画書等に基づき、協定書で定めた額で執行するものとします。

なお、1件1,000千円を超える修繕費については、山口県と協議の上、所要額を別途交付することとします。

また、保守点検業務等については、指定期間の開始と同時に契約が必要となるものがあるので、十分に注意してください。

(3) 交付時期

四半期毎の前金払とし、時期については協議の上決定します。

(4) 収支報告

会計年度終了後、60日以内に収支報告を行ってください。

(5) 利益の取扱い

- ① 指定管理者の経営努力により生じた利益は、あまりに過大であると認められる場合を除き、指定管理者の利益とします。

ただし、経営努力により生じた利益かどうかは、指定管理者が自らその根拠を示してください。

- ② 次の利益は、指定管理者の経営努力により生じた利益としません。

- ・ 指定管理料及び国又は地方公共団体からの補助金等に基づく収益から生じた利益
- ・ 指定管理者が本来行うべき業務を行わなかったために管理運営経費が減少し、その結果生じたと認められる利益

- ③ 指定管理者の経営努力により生じた利益であっても、その額が指定管理者の収益規模や利用者の負担等に照らして、あまりに過大であると認められる場合は、当該過大な利益について山口県に還元していただきます。

なお、過大な利益の額は、次の算式によって得られる額を目安とします。

《過大な利益の額の算出》

$$\text{(算式) 過大な利益の額 (<0の場合は0)} = A - B \times 0.2$$

A：指定管理者の経営努力により生じた利益の総額

B：利用料金の収入総額（利用料金の単価が条例上の基準額と異なる場合は、基準額で徴収したと仮定して算出した収入額による。）

④ 経営努力により生じた利益以外の利益及び過大な利益は、次のいずれかの方法で山口県に還元していただきます。

- ・ 後年度における欠損金の発生に備えた内部留保（業務の終了又は廃止の時点で残額がある場合は、山口県へ納付。）
- ・ 施設利用促進のための事業やサービス向上のための公益事業、施設改善等の実施
- ・ 当該年度又は当該翌年度における指定管理料の減額
- ・ 山口県への納付

ただし、本来行うべき業務を行わなかったため費用が減少し、利益が生じたと認められる場合は、当該年度又は当該翌年度の指定管理料を減額する方法によることとします。

⑤ 指定管理者の利益と認められるものについても、原則として、入園者数の変動等により赤字が出た場合のリスク負担に備えた内部留保として活用してください。

(6) 現地検査

山口県は、必要に応じて、施設、各帳簿等の現地調査を行うこととします。

5 利用料金の減免

指定管理者は、山口県が定めた基準（資料8）に従い利用料金を減免します。

本基準の実施に伴う利用料金の減免は、指定管理料の算定に当たって見込んでいます。

なお、この基準以外で減免しようとする場合は、予め山口県に協議してください。

6 事業報告等

(1) 指定管理者は、毎年度終了後60日以内に、次の事項を記載した事業報告書を作成し、山口県に提出してください。

- ① 入園者数
- ② 施設の利用許可の状況
- ③ 利用料金の収入及び減免の状況
- ④ イベント、講座、体験教室等の実施状況
- ⑤ 維持管理業務の実施状況
- ⑥ 管理に係る収支の状況
- ⑦ その他管理に関し山口県が必要と認める事項

(2) 指定管理者は、翌月10日までに業務報告書を作成し、山口県に提出してください。

7 管理運営体制の確保 (資料9参照)

フラワーランドの管理運営業務を適切に実施するため、次の基準で管理運営体制を確保してください。

- (1) 業務全体を総合的に把握し、調整する総括責任者（管理事務所長）を1名定めること。
- (2) 業務の区分（運営業務、植栽管理業務等）ごとに総合的に把握し、調整する業務責任者を定めること。
- (3) (1)、(2)については、山口県に報告すること。総括責任者及び業務責任者を変更した場合も同様とする。
- (4) 本仕様書に掲げる業務に支障のないように要員を配置し、管理運営にあたること。
- (5) 業務を実施する者は、その内容に応じ、必要な知識、技能及び経験を有する者とする。
- (6) 運営組織体制を保持し、職員の育成及び運営に必要な研修を実施すること。

8 物品管理

- (1) 山口県は、指定管理者に、フラワーランドに配備する山口県所有備品（車両を含む）を貸与します。
- (2) 山口県所有備品については、山口県物品規則に基づき管理を行うものとします。
- (3) 山口県所有備品については、山口県が定める備品台帳を備えて管理し、廃棄等の異動事項については遅滞なく山口県に報告してください。
- (4) 車両については、車検は指定管理者が行い、自賠責保険、任意保険は指定管理者が加入するものとします。
- (5) 備品の修理、更新にかかる経費については、別途協定で定めます。
- (6) 指定期間終了時の備品の取扱いについては、別途協定で定めます。

9 施設賠償責任保険の加入

- (1) フラワーランド利用者の事故等に対応するため、施設賠償責任保険に加入すること。
- (2) 保険加入に当たっては、フラワーランド内すべての施設を対象とすること。
- (3) 保証内容の基準は次のとおりとし、同水準以上の保険に加入すること。

保証の内容	補償額	
対人賠償	1名につき	1億円
	1事故につき	5億円
対物賠償	1事故につき	200万円

10 複合遊具施設の管理

複合遊具施設は、柳井市が行政財産使用許可により設置している施設ですが、指定管理者は、利用者の安全な利用に配慮するとともに、フラワーランドの魅力を高めるための施設として、有効活用に努めてください。

なお、遊具の維持管理に要する費用は、所有者である柳井市の負担となりますが、フラワーランドの魅力を高める上で有効と考えられる飾花等については、指定管理者で負担することができます。

11 リスク管理

- (1) 事故・火災等による施設・備品の損傷及び被災者に対する責任は、事案ごとの原因により判断しますが、第一次的対応は指定管理者が行うものとし、被害が最小限となるよう迅速かつ最善の対応をとるとともに、直ちに山口県に報告するものとします。
- (2) 山口県は、指定管理者の行為が原因で発生した損害について利用者に対して賠償した場合、指定管理者に対して、賠償金額及びその他賠償に伴い発生した費用を求償することができるものとします。

12 その他留意事項

- (1) 個人情報の保護と情報公開
 - ① 業務上知り得た個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）により、個人情報の漏えい、滅失、き損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じる必要があります。

また、フラワーランドの管理運営業務に従事している者又は従事していた者は、その業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはなりません。
 - ② 山口県民が利用する公の施設の管理であることから、山口県情報公開条例（平成9年山口県条例第18号）の趣旨を考慮して、その保有する情報（フラワーランドの管理運営業務に係るものに限る。）の公開に関する規程を定め、これに基づき情報を公開するよう努めてください。
- (2) 文書の管理・保存

フラワーランドの管理運営業務に伴い作成し、又は受領する文書等については、知事が取り扱う公文書の管理に関する規程（令和6年山口県訓令第4号）等に準じて、別途文書の管理に関する規程を定め適正に管理・保存してください。

また、指定期間終了時に、山口県の指示に従って引き渡していただきます。
- (3) 令和8年3月以前に販売した入園券等の引継ぎ

令和8年3月以前に、前指定管理者が販売した入園券、パスポート及び引換券については、期限が到来するまで利用可能としてください。

植栽管理の詳細

1 除草関係（除草剤散布を除く）

(1) 芝生除草

- 園内の芝生地に対する除草業務は原則として人力抜根除草とすること。
- 園内の芝生地全体の除草業務完了を1巡とし、基本的に年3巡の業務を実施すること。
 - ・ 1巡目は概ね5月上旬から6月下旬の間に実施すること。
 - ・ 2巡目は概ね7月上旬から8月下旬の間に実施すること。
 - ・ 3巡目は概ね11月上旬から12月下旬までの間に実施すること。
- 高い水準での植栽管理レベルを維持できれば、状況に応じて業務実施期間及び実施回数を変更しても良いこと。業務は適期に行うこと。

(2) 花壇除草

- 園内の花壇に対する除草業務は原則として人力抜根除草とすること。
- 園内の年4回植え替え花壇は、対象花壇の除草業務完了を1巡とし、基本的に年11巡の業務を実施すること。
 - ・ 5月中旬から7月上旬の植栽期間に2巡実施すること。
 - ・ 7月中旬から10月下旬の植栽期間に5巡実施すること。
 - ・ 11月上旬から3月上旬の植栽期間に2巡実施すること。
 - ・ 3月中旬から5月上旬の植栽期間に2巡実施すること。
- 園内の年3回植え替え花壇は、対象花壇の除草業務完了を1巡とし、基本的に年10巡の業務を実施すること。
 - ・ 6月中旬から10月下旬の植栽期間に5巡実施すること。
 - ・ 11月上旬から3月上旬の植栽期間に2巡実施すること。
 - ・ 3月中旬から6月上旬の植栽期間に3巡実施すること。
- 高い水準での植栽管理レベルを維持できれば、状況に応じて業務実施期間及び実施回数を変更しても良いこと。業務は適期に行うこと。

(3) 花木園・法面（駐車場を除く）機械除草

- 園内の花木園地内及び法面に対する除草業務は原則として機械除草(刈り払い機等)とすること。
- 園内の花木園地内及び法面全体の除草業務完了を1巡とし、基本的に年8巡の業務を実施すること。業務は適期に行うこと。
 - ・ 1巡目は概ね4月の間に実施すること。
 - ・ 2巡目は概ね5月の間に実施すること。
 - ・ 3巡目は概ね6月の間に実施すること。
 - ・ 4巡目は概ね7月の間に実施すること。

- ・ 5 巡目は概ね 8 月の間に実施すること。
- ・ 6 巡目は概ね 9 月の間に実施すること。
- ・ 7 巡目は概ね 10 月上旬から 12 月下旬までの間に実施すること。
- ・ 8 巡目は概ね 1 月上旬から 3 月下旬までの間に実施すること。
- 高い水準での植栽管理レベルを維持できれば、状況に応じて業務実施期間及び実施回数を変更しても良いこと。業務は適期に行うこと。
- 開園時間中には除草機械は使用しないこと。

(4) 駐車場除草

- 駐車場に対する除草業務は原則として機械除草(刈り払い機等)とすること。
- 駐車場全体の除草業務完了を 1 巡とし、年 4 巡の業務を実施すること。
 - ・ 1 巡目は概ね 5 月上旬から 6 月下旬の間に実施すること。
 - ・ 2 巡目は概ね 7 月上旬から 8 月下旬の間に実施すること。
 - ・ 3 巡目は概ね 9 月上旬から 10 月下旬の間に実施すること。
 - ・ 4 巡目は概ね 3 月上旬から 4 月下旬の間に実施すること。
- 高い水準での植栽管理レベルを維持できれば、状況に応じて業務実施期間及び実施回数を変更しても良いこと。業務は適期に行うこと。
- 来園者が園内にいる場合には除草機械は使用しないこと。

(5) 山道除草

- 園内山道に対する除草業務は原則として機械除草(刈り払い機等)とし、山道及び山道の左右から両端 5 m 以内を範囲とすること。ただし、急斜面等危険な箇所については安全が確保できる範囲までとすること。
- 駐車場全体の除草業務完了を 1 巡とし、年 4 巡の業務を実施すること。
 - ・ 1 巡目は概ね 5 月上旬から 6 月下旬の間に実施すること。
 - ・ 2 巡目は概ね 7 月上旬から 8 月下旬の間に実施すること。
 - ・ 3 巡目は概ね 9 月上旬から 10 月下旬の間に実施すること。
 - ・ 4 巡目は概ね 3 月上旬から 4 月下旬の間に実施すること。
- 高い水準での植栽管理レベルを維持できれば、状況に応じて業務実施期間及び実施回数を変更しても良いこと。業務は適期に行うこと。
- 開園時間中には除草機械は使用しないこと。

2 樹木管理

(1) 施肥

- 高木低木とも年 1 回は施肥を実施すること。ただし、樹種や生育に応じて業務実施期間及び実施回数を変更しても良いこと。業務は適期に行うこと。

(2) 葉散

- 高木低木とも年 1 回は基幹防除として葉散を実施すること。ただし、状況に応じて業務実施期間及び実施回数を変更しても良いこと。業務は適期に行うこと。

- 安全性を充分確認して実施すること。
- 規定の濃度や散布量を遵守すること。
- 開園時間中の薬剤散布の実施及び農薬等の園内の持ち込みは行わないこと。

(3) 剪定

- 高木低木とも年1回は剪定を実施すること。ただし、樹種や生育に応じて業務実施期間及び実施回数を変更しても良いこと。業務は適期に行うこと。

3 芝生管理

(1) 芝刈り

- 園内の芝生地に対する芝刈り業務は面積、地形に応じて最も適当な方法で行うこと。刈込みの高さは20mm～30mm程度とすること。
- 刈りむらの無いように実施すること。
- 芝刈り機等機械を使用する場合、開園時間中は実施しないこと。
- 4月から9月上旬にかけては10日に1回全芝地に対し芝刈りを実施すること。9月中旬から12月中旬にかけては20日に1回全芝地に対し芝刈りを実施すること。
- 高い水準での管理レベルを維持できれば、状況に応じて業務実施期間及び実施回数を変更しても良いこと。業務は適期に行うこと。

(2) 除草剤散布

- 安全性を充分確認して実施すること。
- 規定の濃度や散布量を遵守すること。
- 散布回数は年2回以内とすること。
 - ・春雑草対策として4月上旬に1回実施すること。
 - ・秋雑草対策として9月下旬に1回実施すること。
- 高い水準での管理レベルを維持できれば、状況に応じて業務実施期間及び実施回数を変更しても良いこと。業務は適期に行うこと。

(3) 施肥

- 芝生の生育に必要な養分量を芝生面に対し均一に必要な量を施用すること。
- 面積、地形に応じて最も適当な方法で行うこと。
- 施肥実施回数は年3回程度とすること。
- 状況に応じて業務実施期間及び実施回数を変更しても良いこと。業務は適期に行うこと。

(4) 灌水

- 芝の種類と状況に応じた灌水量を施用できるよう自動灌水を調整すること。
- 散水むらがやむを得ず生じた場合は速やかに手灌水による補正灌水を実施すること。

(5) 芝生清掃

- 4月から9月にかけて月に1回、芝刈り後の放置された茎葉除去を目的として清掃を実施すること。
- 10月から12月にかけて40日に1回、芝刈り後の放置された茎葉除去を目的として清掃を実施すること。
- 高い水準での管理レベルを維持できれば、状況に応じて業務実施期間及び実施回数を変更しても良いこと。業務は適期に行うこと。

(6) 芝生目土

- 年に1回、園内芝生地に対し、目土かけを実施すること。目土の材質は芝生の生育を健全にするような性質のものであること。
- 芝生の種類や生育状況に応じて目土の量、実施時期を調整すること。
- 高い水準での管理レベルを維持できれば、状況に応じて実施回数を変更しても良いこと。業務は適期に行うこと。

4 花壇管理

(1) 病虫害防除

- 植栽植物の種類により、あらかじめまたは日常巡回により早期発見に努め、状況に最も適した薬剤を選択し、散布すること。
- 安全性を充分確認して実施すること。
- 規定の濃度や散布量を遵守すること。
- 開園時間中の薬剤散布の実施及び農薬等の園内の持ち込みは行わないこと。

(2) 追肥

- 基本的に各花壇の植付け45日程度を目安に追肥を実施すること。
- 基肥の特徴を考慮し、植栽植物の種類、及び生育状況に応じて施用量及び施用の必要性を判断すること。

(3) 花壇花柄摘み

- 咲き終わった花が結実及び病気に罹病する前に花がらを摘むこと。枯葉や黄色くなった下葉等も同時に除去すること。
- 植栽植物の樹種に応じて適当な位置で摘取ること。
- 基本的に3月中旬から8月上旬にかけて、及び10月は月1回、8月中旬から10月下旬にかけては20日に1回、12月から3月上旬にかけて1回は花壇全体の花柄摘み業務を実施すること。
- 高い水準での植栽管理レベルを維持できれば、状況に応じて実施回数を変更しても良いこと。業務は適期に行うこと。

(4) 花壇灌水

- 植栽植物の種類と状況に応じた灌水量を施用できるよう自動灌水を調整すること。スプリンクラーによる散水は来園者の迷惑にならない時間帯に実施すること。緊急時は手灌水により対応すること。
- 散水むらやむを得ず生じた場合は速やかに手灌水による補正灌水を実施すること。

5 全体管理

(1) 巡回点検

- 通常巡回点検は1日1回開園時間前に実施すること。
- 通常巡回点検において、①園内全体の現状の的確な把握、②園内植栽植物それぞれの現状の把握、③植栽植物の病虫害、生育障害、損傷箇所、④園内の破損箇所、危険箇所の発見、等の項目について調査すること。重点箇所については立ち止まり点検を行うこと。
- 台風の前夜や集中豪雨、地震発生時等緊急時には特別点検を実施すること。
- 特別点検において、被害状況の把握や場合によっては応急処置を施すこと。被害状況は直ちに山口県に報告すること。

(2) 庭園ゴミ清掃

- 園内芝生地及び駐車場に対するゴミ清掃を1日1回実施すること。

6 花車管理

(1) 植え替え間隔

- 花車の全植栽を概ね1ヶ月に1回植替えること。

(2) 植え替え準備

- 花車植替え開始約2週間前に花車への装着容器に植栽予定苗を植込み、補助温室等で養生をすること。

(3) 花車植栽管理

- 状況に応じて適宜病虫害防除等を実施すること。薬剤散布にあたっては近くの修景池等環境を配慮し実施すること。また、開園時間中の薬剤散布の実施及び農薬等の園内の持ち込みは行わないこと。
- 水分の状況等植栽植物の状態を観察し、適宜適切な管理を実施すること。

7 補植用苗の管理

花壇等の補植用苗は原則として補助温室で管理すること。管理にあたっては、状況と管理対象苗の性質に応じて、適切に温度管理、水分管理、肥培管理等環境管理を実施すること。

8 ハーブ等宿根草の管理

(1) 宿根の庭等宿根草の管理

- 適宜状況に応じて、除草、花柄摘み、灌水、刈込み、補植等を実施し、エリア内の自然な景観が損なわれないように管理すること。
- 適宜有望な品目について植え替えを行うこと。

(2) ハーブ類等の管理

- 適宜状況に応じて、除草、花柄摘み、灌水、刈込み、補植等を実施すること。農薬は使用しないこと。
- 適宜有望な品目について植え替えを行うこと。

9 鑑賞温室の管理

展示植物の美観を損なわないように、花柄摘み、灌水、温度管理等の適切な環境管理を実施すること。

10 コミュニティーガーデンの管理

状況に応じて灌水、施肥、防除、花柄摘み、定植支援等エリア内の美観を損なわないように管理すること。

11 樹林地及び竹林地の管理

(1) 樹林地の管理

- 樹林地内の倒木等障害物や美観を損ねるものは速やかに撤去もしくは現場処理すること。
- イノシシ防護柵等が破損している場合は速やかに修復すること。

(2) 竹林地の管理

- 竹が繁茂しエリア内の美観が損なわれないように適宜管理をすること。

12 その他の植栽等管理

プランター等の植栽や園内の造形物、修景池等が美観を損なわないように、適宜適切な管理をすること。

植栽場所	品目		植栽期間													
			3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
ウエルカムガーデン	ロベリア	1,100		←		→										
	アルメリア	1,100		←		→										
	ペチュニア	1,100		←		→										
	ペゴニア	1,300				←		→								
	メランポジウム	1,300				←		→								
	ニチチソウ	1,300				←		→								
	トウガラシ	600							←		→					
	ヒポエステス	600							←		→					
	ジニア	700							←		→					
	ハボタン	800										←				→
	パンジー	800										←				→
	ピオラ	800										←				→
カレンジュラ	800										←				→	

植栽場所	品目		植栽期間													
			3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
自由広場	アルメリア	1,000		←		→										
	バーベナ	700		←		→										
	デルフィニウム	400		←		→										
	ステイバ	300		←		→										
	オステオスペルマム	500		←		→										
	ジギタリス	700		←		→										
	フロックス	500		←		→										
	アゲラタム	1,400			←		→									
	ジニア	4,000			←		→									
	フレンチマリーゴールド	2,100			←		→									
	バジル	1,500			←		→									
	サルビアアフリナセア	600				←		→								
	センニチコウ	500				←		→								
	トウガラシ	300				←		→								
	アンゲロニア	700				←		→								
	エキナセア	400				←		→								
	ヒマワリ	800					←		→							
	ペンタス	700					←		→							
	アンゲロニア	500					←		→							
	サルビアスプレンドリス	6,100							←		→					
	ジニア	1,000							←		→					
	センニチコウ	800							←		→					
	トウガラシ	800							←		→					
	カレックス	500							←		→					
	ハボタン	1,500										←				→
	パンジー	5,400										←				→
	ピオラ	2,100										←				→
	シロタエギク	2,400										←				→
	クリサンセムムバルドサム	500										←				→
	チェイランサス	500										←				→
	アイスランドポピー	2,600											←			→
	カレンジュラ	700												←		→
ワスレナグサ	600													←	→	
クリサンセムムルチコレ	1,600														←	
シレネ	1,300														←	
カリフォルニアポピー	1,600														←	

植栽場所	品目		植栽期間													
			3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
みのりの庭	バジル	600			←		→									
	トウガラシ	400					←		→							
	カレンジュラ	600								←		→				
	野菜各種	1,200			←		→									

植栽場所	品目		植栽期間													
			3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
コレクション花壇	各品目	3,500		←		→										
	各品目	8,900			←		→									
	各品目	2,300				←		→								
	各品目	3,400					←		→							
	各品目	3,500							←		→					
	各品目	5,700									←		→			
	各品目	3,600													←	→

植栽場所	品目		植栽期間													
			3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
ハーブの丘	バーベナ	1,300		←	→											
	シレネ	600		←	→											
	ヒマワリ	500				←	→									
	プレクトランサス	400				←	→									
	ジニア	1,200							←	→						
	アルテルナンテラ	600							←	→						
	キンギョソウ	500									←	→				
	ダイアンサス	1,200									←	→				
	ハボタン	400									←	→				→
	パンジー	700									←	→				→
	シロタエギク	500									←	→				→
シレネ	1,000															←

植栽場所	品目		植栽期間													
			3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
欧風庭園	バーベナ	1,000		←	→											
	オステオスペルマム	500		←	→											
	ジギタリス	1,000		←	→											
	フロックス	1,000		←	→											
	トレニア	300				←	→									
	ペゴニア	1,600				←	→									
	キキョウ	500							←	→						
	ジニア	600							←	→						
	ヒポエステス	800							←	→						
	ケイトウ	1,200							←	→						
	アリッサム	500									←	→				→
	パンジー	800									←	→				→
	ハナナ	800									←	→				→

植栽場所	品目		植栽期間													
			3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
ロックガーデン	ダイアンサス	700		←	→											
	バーベナ	700		←	→											
	コリウス	500			←	→										
	ペゴニア	400			←	→										
	ヒマワリ	400				←	→									
	プレクトランサス	300				←	→									
	ジニア	800							←	→						
	ダイアンサス	500							←	→						
	ケイトウ	800							←	→						
	アルテルナンテラ	400							←	→						
	キンギョソウ	300									←	→				
	ダイアンサス	700									←	→				
	ハボタン	500									←	→				→
	パンジー	1,500									←	→				→
	シロタエギク	500									←	→				→
シレネ	1,000															←

植栽場所	品目		植栽期間													
			3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
水辺の冒険広場	ペチュニア	700		←	→											
	ジニア	700			←	→										
	ペゴニア	500				←	→									
	ダイアンサス	700							←	→						
	ピオラ	700									←	→				→
	ストック	700									←	→				→
ペチュニア	700															←

植栽場所	品目		植栽期間													
			3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
ボーダーガーデン	ダイアンサス	4,300		←	→											
	ケイトウ	2,100				←	→									
	ジニア	2,800							←	→						
	パンジー	3,500									←	→				→
	シロタエギク	1,300									←	→				→
	アイスランドポピー	3,600														

植栽場所	品目		植栽期間													
			3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
コミュニティガーデン	ダイアンサス	1,300		←	→											
	バーベナ	1,300		←	→											
	アゲラタム	1,800		←	→											
	コリウス	1,300				←	→									
	トレニア	1,300				←	→									
	メランポジウム	1,500				←	→									
	ヒポエステス	1,300							←	→						
	センニチコウ	1,300							←	→						
	サルビア	1,300							←	→						
	パンジー	1,500									←					→
	ビオラ	1,500									←	→				→
	ハボタン	1,500									←	→				→
	エリシマム	1,400									←					→
	ポピー	1,300														←
	カリフォルニアポピー	1,300														←
	ネモフィラ	1,300														←
チューリップ	1,200														←	

植栽場所	品目		植栽期間													
			3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
ローズガーデン (モデルガーデン 部分を含む)	アゲラタム	500		←	→											
	アルメリア	800		←	→											
	キンギョソウ	500		←	→											
	バーベナ	1,200		←	→											
	オステオスペルマム	700		←	→											
	ジギタリス	600		←	→											
	フロックス	500		←	→											
	センニチコウ	400				←	→									
	トウガラシ	300				←	→									
	ペンタス	600				←	→									
	ミレット	300				←	→									
	ルドベギア	500				←	→									
	ケイトウ	500				←	→									
	アンゲロニア	400				←	→									
	アルテルナンテラ	300				←	→									
	コリウス	400							←	→						
	サルビアブレテンシス	500							←	→						
	ジニア	700							←	→						
	センニチコウ	1,300							←	→						
	トウガラシ	500							←	→						
	ヒポエステス	500							←	→						
	ガーデンマム	500							←	→						
	アリッサム	300									←					
	デージー	500									←					
	ハボタン	500									←	→				
	パンジー	1,000									←	→				
	ビオラ	600									←	→				
	シロタエギク	800									←	→				
クリサンセマムバルドサム	500									←	→					
チェイランサス	500									←						

植栽場所	品目		植栽期間													
			3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
ジョイフルガーデン	アルメリア	500		←	→											
	ロベリア	1,200		←	→											
	デルフィニウム	700		←	→											
	シレネ	400		←	→											
	ジギタリス	500		←	→											
	フロックス	700		←	→											
	コリウス	400				←	→									
	サルビアフリナセア	400				←	→									
	センニチコウ	300				←	→									
	ペンタス	400				←	→									
	マリゴールド	800				←	→									
	アンゲロニア	300				←	→									
	プレクトランサス	300				←	→									
	コスモス	1,300							←	→						
	センニチコウ	1,200							←	→						
	ケイトウ	500							←	→						
	カレンジュラ	400									←					
	デージー	700									←					
	パンジー	500									←	→				
	ビオラ	1,000									←	→				
シロタエギク	500									←	→					
ハナナ	500									←						

植栽場所	品目		植栽期間													
			3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
屋上庭園	ダイアンサス	700		←→												
	バーベナ	3,000		←→												
	ステイパ	3,000		←→												
	ペチュニア	3,000				←→										
	ミレット	1,600				←→										
	マリーゴールド	1,600				←→										
	アフリカンマリーゴールド	1,600							←→							
	コスモス	3,900							←→							
	トウガラシ	3,000							←→							
	ハボタン	1,600										←				
	パンジー	1,600										←				
	シロタエギク	1,600										←				
	ジギタリス	1,000										←				

植栽場所	品目		植栽期間													
			3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
花車	ペチュニア	4,400		←→												←→
	インパチェンス	2,200			←→											
	ペゴニア	11,000				←					→					
	パンジー	2,200										←→				
	ハボタン	1,100										←→				
	ビオラ	2,200											←→			
	クリサンセマムムルチコレ	2,200												←→		

植栽総数	381,100
------	---------

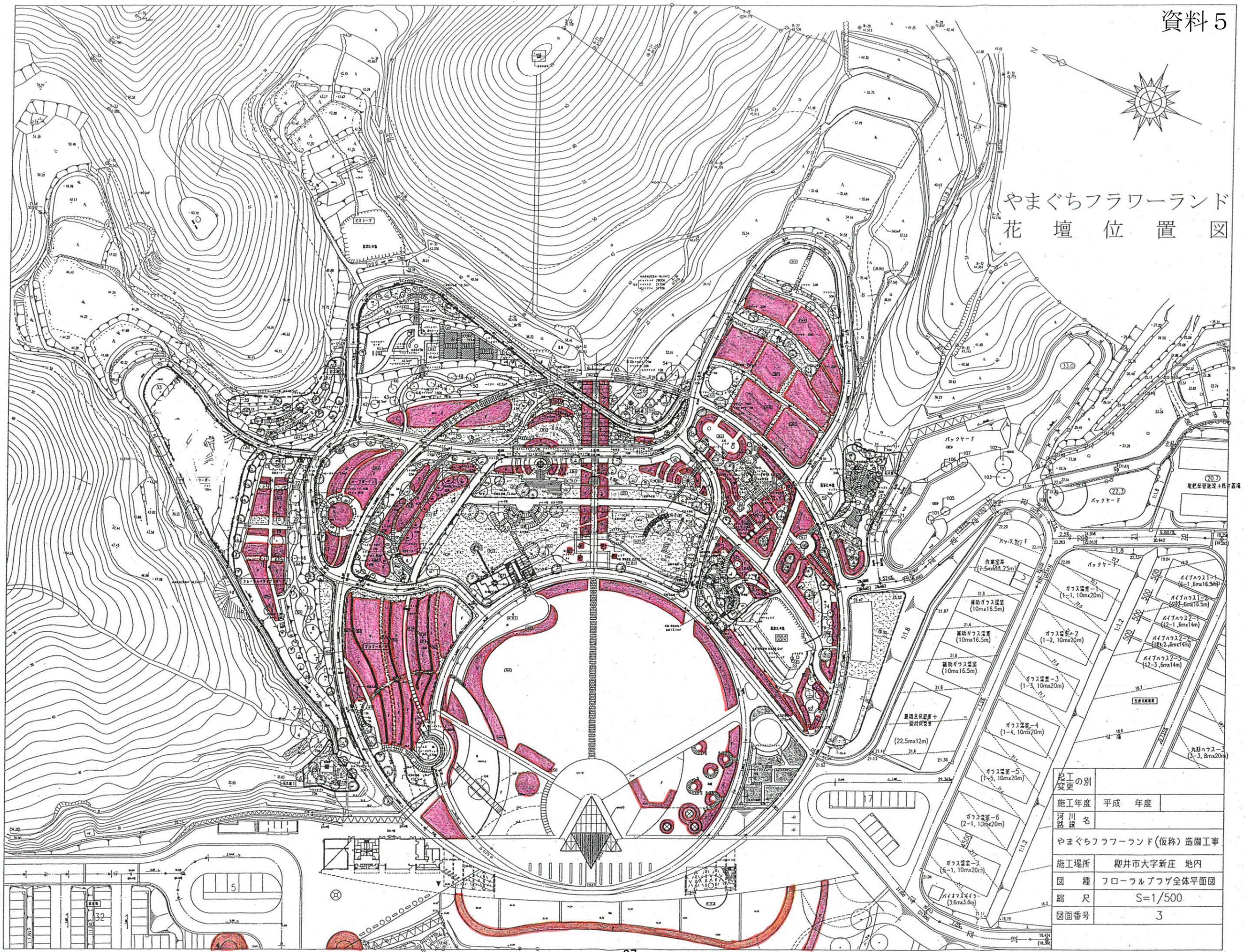
ガーデン面積詳細

名称	面積(m ²)
フラワーガーデン	699.0
みのりの庭	209.0
ハーブの丘	100.5
コレクション花壇1	219.8
コレクション花壇2	212.0
ロックガーデン	104.7
水辺の冒険広場	86.8
欧風庭園	79.3
コミュニティーガーデン(園路沿)	150.0
コミュニティーガーデン(一般)	750
モデルガーデン	135.5
ローズガーデン	204.2
ケアガーデン	54.4
ボーダーガーデン	140
ウエルカムガーデン	77
ジョイフルガーデン	171
花木園3	24.1
花木園4	27.0
自由広場・屋上花壇	555.0
エントランス・前池花壇	352.6
合計	4,352.4

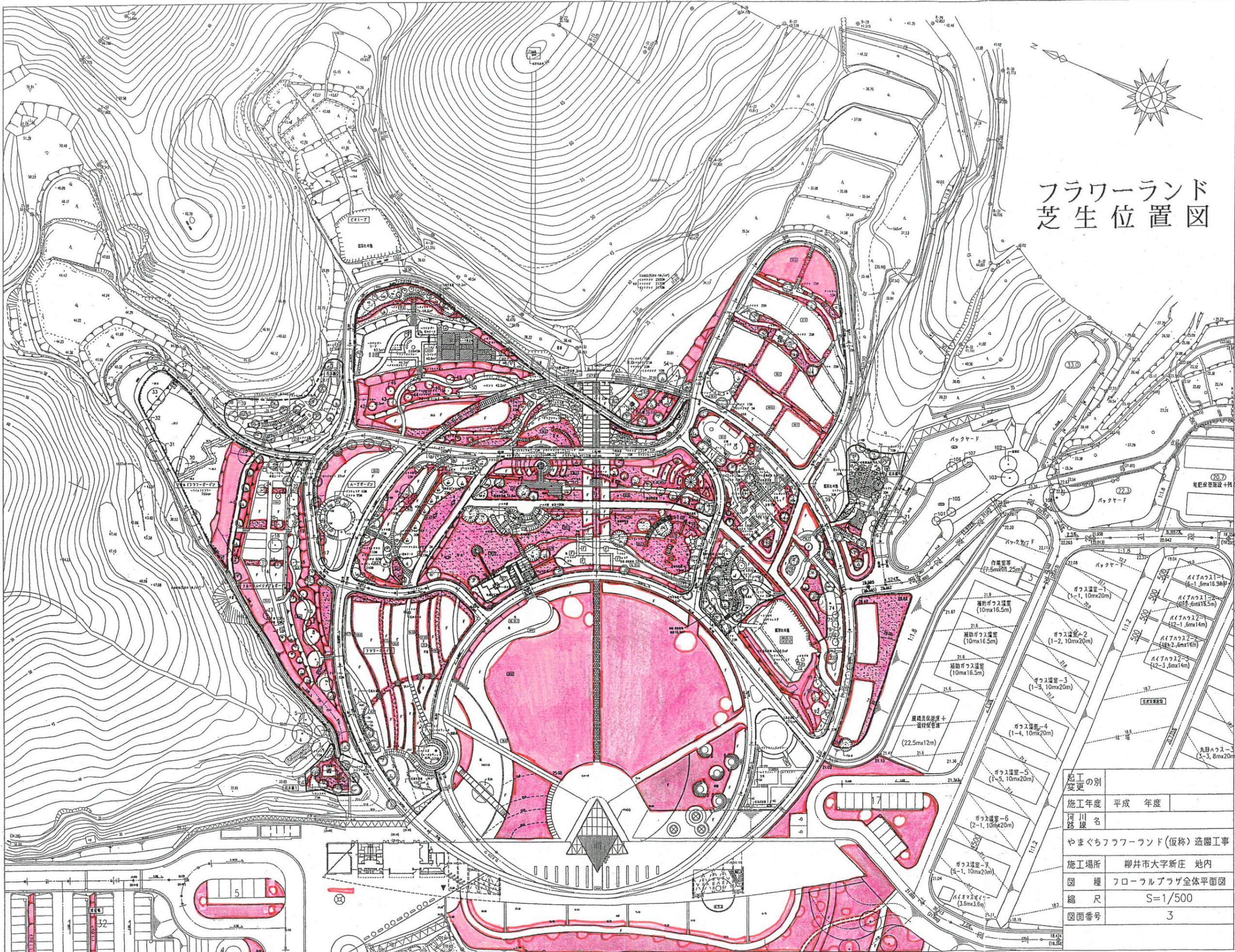
芝面積詳細

名称	面積(m ²)
フラワーガーデン	193
みのりの丘	1,026
ハーブの丘	233
コレクション花壇	288
ロックガーデン	375
水辺の冒険広場	1,057
欧風庭園	643
コミュニティーガーデン	715
モデルガーデン	327
ケアガーデン	31
ボーダーガーデン	19
ウエルカムガーデン	10
花木園	462
自由広場周辺	3,116
屋上	304
駐車場周辺	627
前池周辺	1,983
ビオトープ	18
観賞温室	1,202
その他	902
合計	13,531

やまぐちフラワーランド
花壇位置図

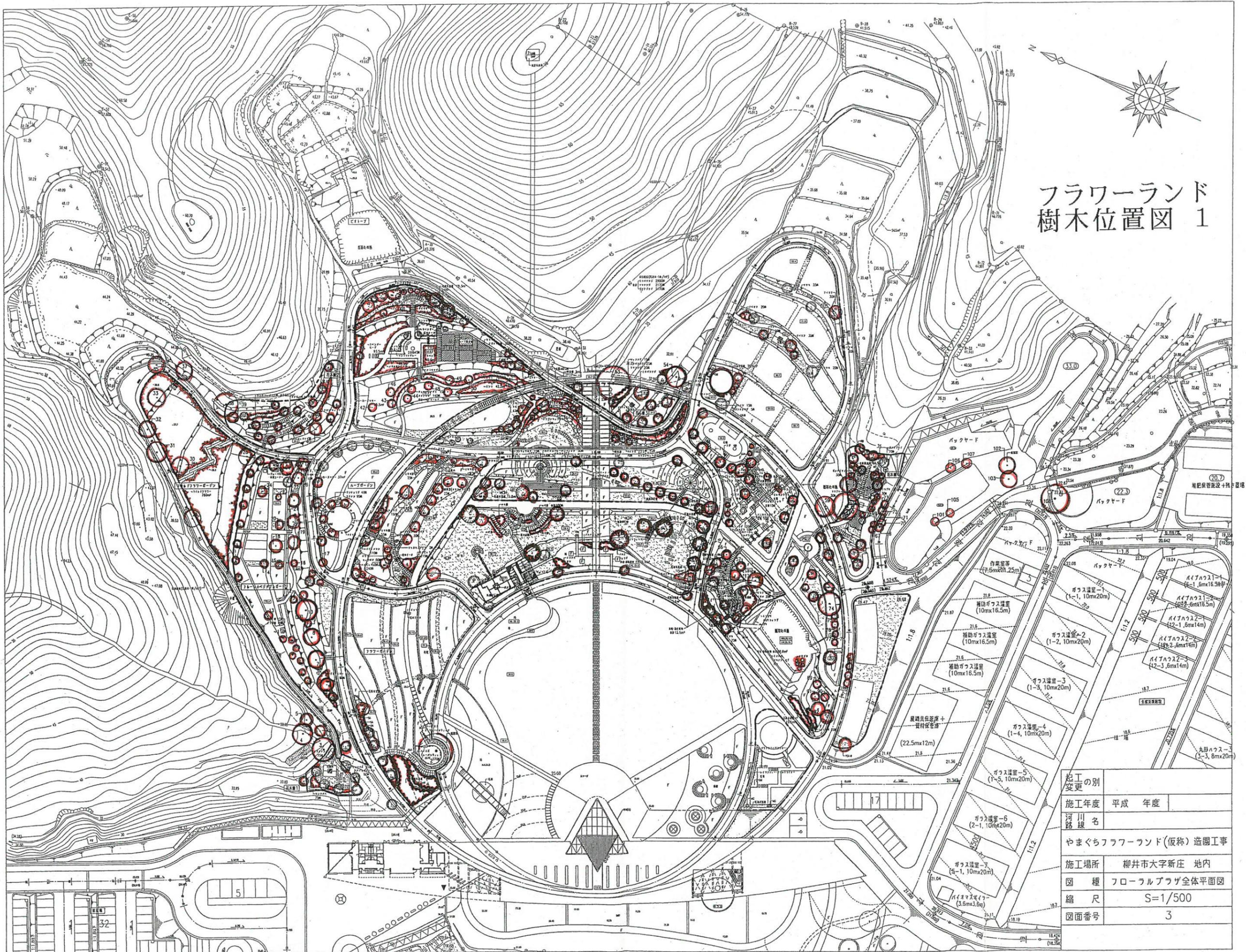


起工の別	変更
施工年度	平成 年度
河川名	
やまぐちフラワーランド(仮称) 造園工事	
施工場所	柳井市大字新庄 地内
図種	フローラルプラザ全体平面図
縮尺	S=1/500
図面番号	3



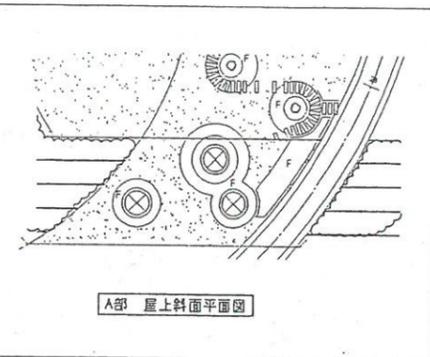
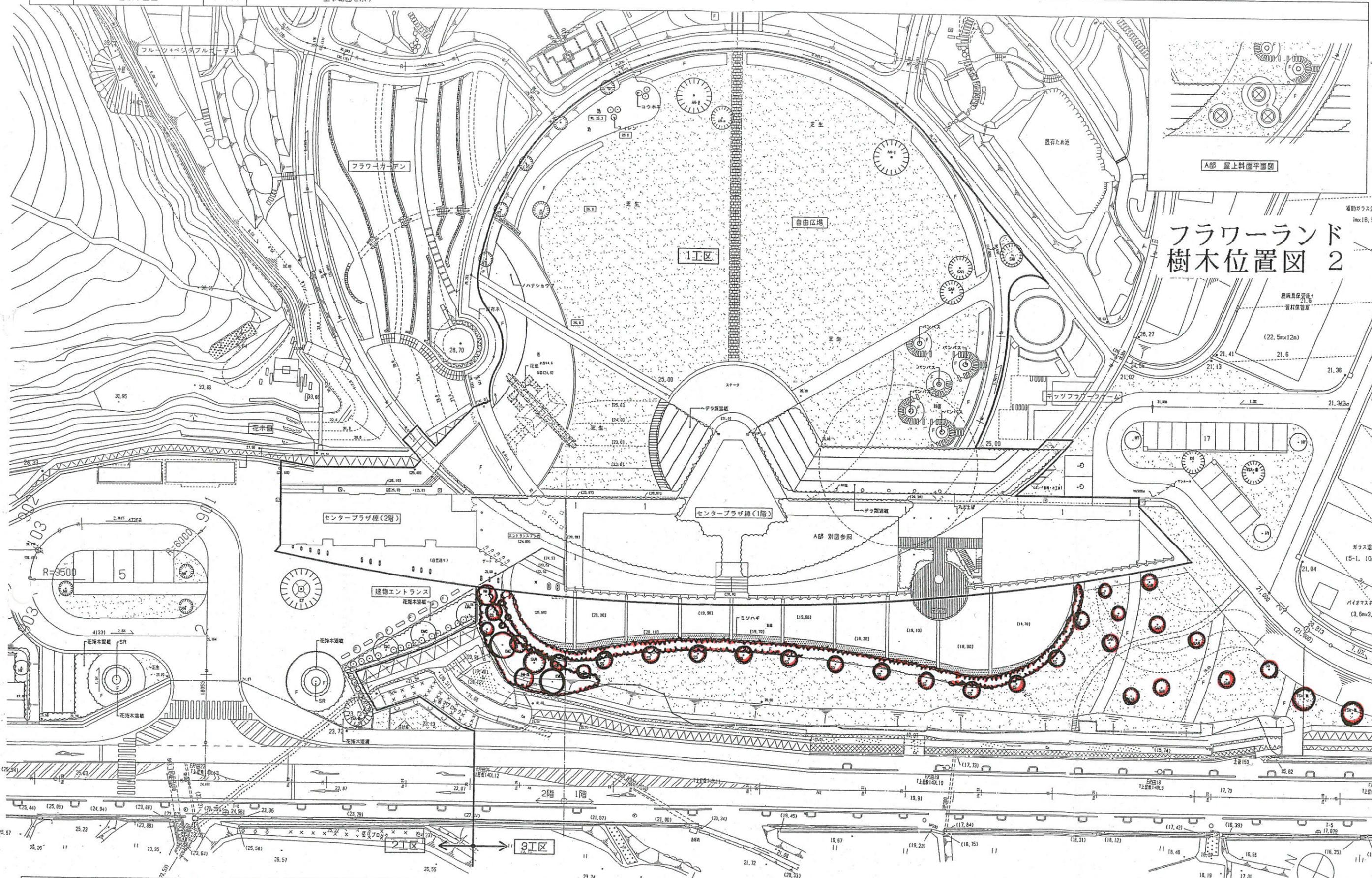
フラワーランド 芝生位置図

起工 変更の別	平成	年度
施工年度	平成	年度
河川 路線名	やまぐちフラワーランド(仮称)造園工事	
施工場所	柳井市大字新庄 地内	
図種	フローラルプラザ全体平面図	
縮尺	S=1/500	
図面番号	3	



フラワーランド
樹木位置図 1

起工の別	変更
施工年度	平成 年度
河川名	
路線名	
やまぐちフラワーランド(仮称) 造園工事	
施工場所	柳井市大字新庄 地内
図種	フローラルプラザ全体平面図
縮尺	S=1/500
図面番号	3



フラワーランド 樹木位置図 2

補助ガラス窓
1mx1.5m

屋根瓦保護層
葺材取替層
(22.5mx12m)
21.6
21.13
21.36

ガラス指定
(5-1. 1.0mx)

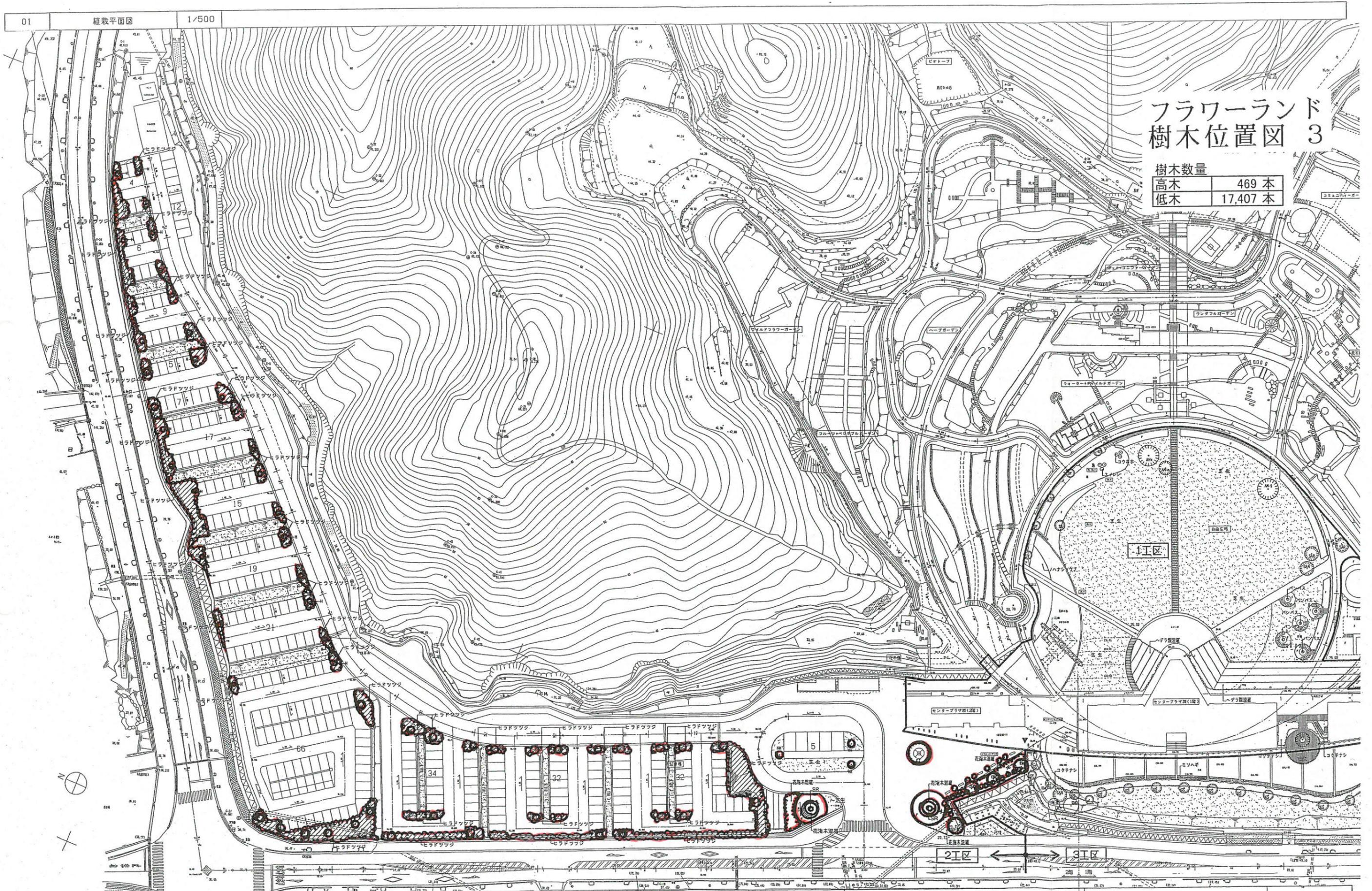
バイオマスボイラー
(3.6mx3.3m)
(21.00)

凡例		日建設計 株式会社 日建設計 一級建築士事務所 一級建築士 中井 進 登録番号第92603号	年度	17	工事名称 やまぐちフラワーランド(仮称) 植樹工事 第2工区	図 SCALE 1/300 植栽平面図-3	A — 05
			山口県建築指導課	設計変更			

Y-C2-GK-4
20950608-併山・一階・中

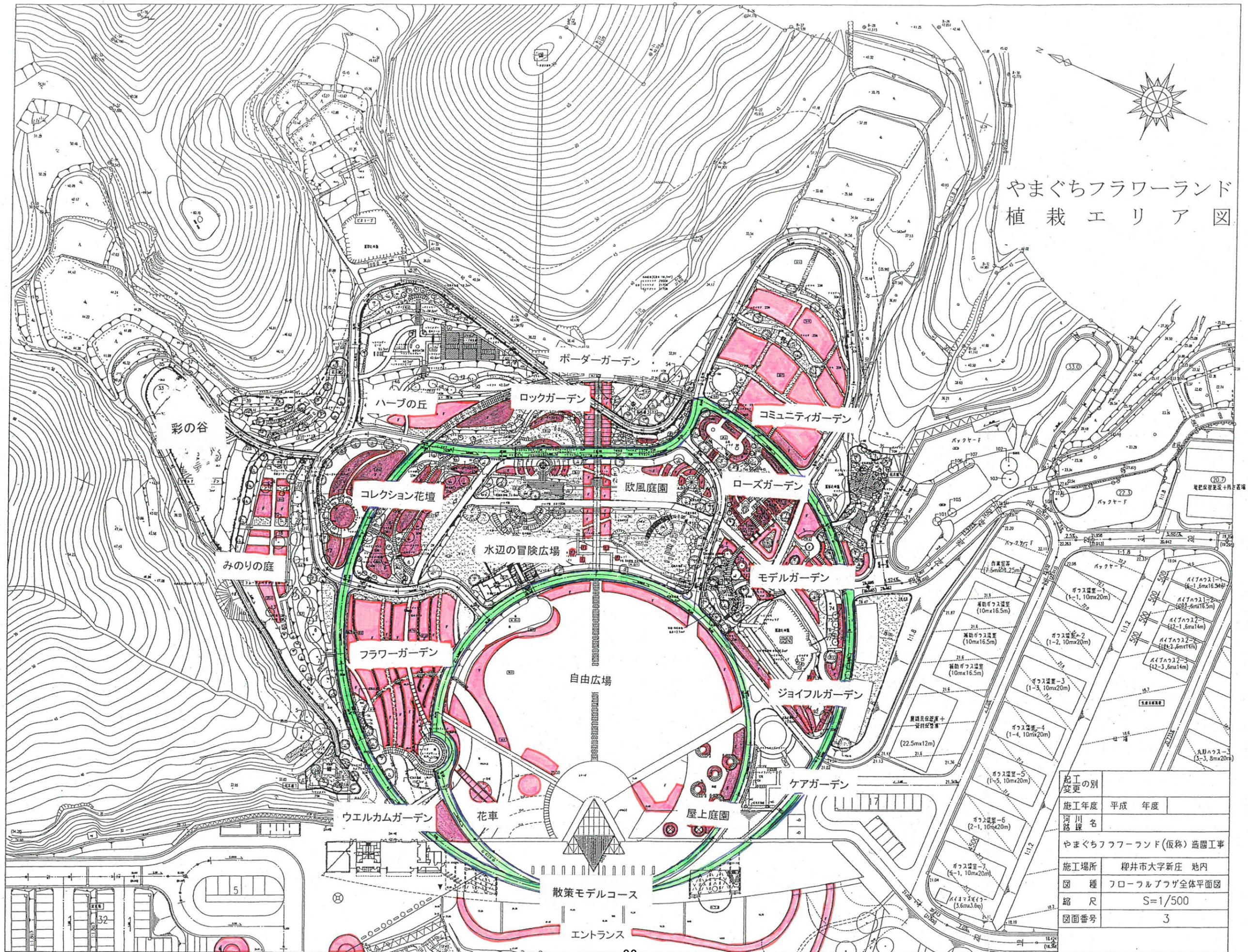
フラワーランド 樹木位置図 3

樹木数量	
高木	469 本
低木	17,407 本



凡例	日建設計 株式会社 日建設計 一級建築士事務所 一級建築士 中井 隆 監理番号 92603号	年度 17	工事名称 やまぐちフラワーランド(仮称) 植樹工事 第1区	図 SCALE 1/500 植栽平面図-1	A 03
	山口県建築指導課	設計変更			

やまぐちフラワーランド
植栽エリア図



竣工変更の別	
施工年度	平成 年度
河川名	
やまぐちフラワーランド(仮称) 造園工事	
施工場所	柳井市大字新庄 地内
図種	フローラルプラザ全体平面図
縮尺	S=1/500
図面番号	3

建物等維持管理業務委託一覧

番号	項目	法定	実施の頻度	備考
1	清掃業務		事務室部門 資料7参照 来園者部門 資料7参照	事務室部分の日常清掃は職員が対応(トイレは委託) 来園者関係の部屋・トイレは委託 ワックスがけ等の定期清掃は、事務室も含め委託
2	機械警備		毎日	
3	エレベーター保守点検	○	遠隔点検: 1回/月 実地点検: 1回/3月 定期点検: 1回/年	
4	消火設備保守点検	○	2回/年	非常用予備電源設備含む
5	自家用電気工作物保守点検	○	1回/月	
6	空調設備保守点検		空気調和器: 2回/年 換気送風設備機器 1回/年 フィルター清掃: 1回/年	作業室棟を含む
7	花車保守点検		2回/年 オイル交換 1回/2年	梅雨明け(8月頃)と春の多客期前(3月頃)を想定
8	汚水ピット保守点検		2回/年	
9	用水路マンホール保守点検		適時	
10	ゴミ収集委託		2回以上/週	
11	駐車場警備		多客日	春のゴールデンウィーク期間、市内企業との連携イベント、無料開園日等に6人/日体制
12	浄化槽汚泥引抜き		1回/年	
13	自動ドア保守点検		4回/年	観賞用温室含む
14	夜間管理業務		毎日	
15	粗大ごみ収集委託		1回/年	
16	給水ユニット保守点検		1回/年	
17	産業廃棄物収集委託		1回/年	電池・蛍光灯
18	マット賃借		1回/4か月	

やまぐちフラワーランド清掃作業実施表

資料7

○ センタープラザ

箇所・区域	床材質	面積・個数	作業内容	頻度	
管理部門	事務室 (湯沸含む。)	タイルカーペット (ビニールシート)	123.71 m ²	床洗浄ワックス塗布【便所を除く】 便所床薬剤洗浄	1回/年 1回/月
	受付	タイルカーペット	9.86 m ²		
	更衣室-1、2	ビニールシート	10.62 m ²		
	通路・前室	タイルカーペット	27.93 m ²		
	便所	ビニールシート	10.12 m ²	(他の便所と同等の作業内容と頻度)	
中計		182.24 m ²			
来園者部	園芸実習室	ビニールシート	48.24 m ²	床掃き掃除【図書情報室廊下階段を除く】	1回/週
	研修室	ビニールシート	156.55 m ²	備品類水拭き【図書情報室廊下階段を除く】	1回/週
	調理実習室	ビニールシート	49.29 m ²	床洗浄ワックス塗布【図書情報室を除く】	1回/4か月
	準備室	ビニールシート	26.04 m ²	照明器具清掃	1回/年
	クラブハウス	ビニールシート	59.01 m ²	外ガラス清掃【図書情報室廊下階段を除く】	1回/2年
	控室	ビニールシート	23.63 m ²	グリストラップ清掃【調理実習室】	4回/年
	図書・情報室	タイルカーペット	211.14 m ²	スチームクリーニング【図書情報室】	1回/年
	廊下・階段	ビニールシート	207.46 m ²	床拭き掃除、備品類水拭き【図書情報室、廊下・階段】	1回/日
	小計		781.36 m ²		
	門	便所・洗面所(1F)	ビニールシート	43.32 m ²	床モップ水拭き
便所・洗面所(2F)		磁気質タイル	43.32 m ²	衛生器具水洗浄 洗面所清掃 トイレトーパー、石鹼水補給	1回/日 1回/日 適時
				床薬剤洗浄	1回/2週
				衛生器具薬剤洗浄	1回/2週
小計		86.64 m ²			
門	イベントホール(1F)	花崗岩	173.04 m ²	床掃き掃除	1回/日
	温室・イベントホール(2F)	木質系床材	113.22 m ²	備品類水拭き	1回/日
	展望回廊(3F)	木質系床材	65.29 m ²	木質系床洗浄ワックス塗布【展望回廊除】	1回/4か月
				照明器具清掃	1回/年
				外ガラス清掃	1回/2年
小計		351.55 m ²			
門	外部廊下	豆砂利洗出し	619.05 m ²	灰皿処理 ゴミ拾い 照明器具清掃	1回/日 1回/日 1回/年
	小計		619.05 m ²		
	エレベーター	ゴム系	(1基)	エレベーター内清掃	1回/日
小計		(1基)			
中計		1,838.60 m ²			
合計		2,020.84 m ²			

○ 付属施設

箇所・区域	床材質	面積・個数	作業内容	頻度		
管理部門	作業室棟便所	ビニールシート	6.25 m ²	床モップ水拭き 衛生器具水洗浄 洗面所清掃 床衛生器具薬剤洗浄 照明器具清掃	1回/日 1回/日 1回/日 1回/2週 1回/年	
	中計		6.25 m ²			
	来園者部	屋外便所1	磁気質タイル	37.32 m ²	床モップ水拭き	1回/日
		屋外便所2	磁気質タイル	33.95 m ²	衛生器具水洗浄 洗面所清掃 トイレトーパー、石鹼水補給	1回/日 1回/日 適時
					床薬剤洗浄	1回/2週
				照明器具清掃	1回/年	
				衛生器具薬剤洗浄	1回/2週	
小計		71.27 m ²				
門	エントランス			床拭き掃除備品類水拭き	1回/日	
	待合所			床拭き掃除備品類水拭き	1回/日	
	庭園			床拭き掃除備品類水拭き	1回/日	
	駐車場			床拭き掃除備品類水拭き	1回/日	
中計		71.27 m ²				
合計		77.52 m ²				

入園料・施設利用料に係る減免の取扱いについて

県立の他の公の施設の例を勘案して、次のような取扱いとする。

1 入園料

(1) 半額減免

- ア 身体障害者手帳の交付を受けている者
 - イ 戦傷病者手帳の交付を受けている者
 - ウ 療育手帳の交付を受けている者
 - エ 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者
 - オ 生活保護受給者 … 生活保護受給証により確認
 - カ 70歳以上の者 … 年齢の確認できるものにより確認
- } 各手帳により確認

(2) 全額減免

- (1)のアからエに該当する者の介護人1人

2 施設利用料

次に掲げる場合は、半額減免とする。

(1) 花き園芸の振興を目的とする公共的団体が営利若しくは宣伝を目的としない花き園芸の振興に関する活動に利用する場合

【「公共的団体」の基準】

- ア 当該施設の設置目的に合致する活動を目的に設立され、山口県内に所在する公益法人（法人格を有しない構成団体を含む。）
- イ 山口県内において当該施設の設置目的に合致する活動を行うNPO法人（法人格を有しない構成団体を含む。）
- ウ 山口県内において当該施設の設置目的に合致する活動を複数市町に及び広域的に行う団体（事業者団体を除く。）

(2) 学校教育法に規定する学校の児童、生徒及び学生が利用する場合

(3) 公益上特に必要があると認める場合又はその他特別の理由があると認められる場合

【共通の基準】

- ア 当該施設の設置目的に合致し、営利若しくは宣伝を目的としない活動で、次のいずれかに該当する場合
 - (ア) 山口県内の市町が主催（山口県内の市町が参画する実行委員会による場合も含む。）、共催若しくは後援する催物
 - (イ) 当該施設の管理法人が施設の利用促進を目的として行う催物
 - (ウ) 障害者手帳の所持者でその提示があった場合
（団体での使用にあっては、使用主体の過半数が障害者手帳所持者である場合）
 - (エ) 幼稚園又は保育所の幼児が、園長の申請により教育上利用する場合
- イ 山口県が主催（山口県が参画する実行委員会による場合も含む。）、共催若しくは後援する催物

管理運営組織案

管理運営経費の積み上げに使用した管理運営組織の規模・形態は下記のとおりです。

【正規職員等】

【パート等】 ①月13日勤務程度

②月11日勤務程度

